

肝付町告示第 115 号

肝付町主食用水稲作付農家支援事業費補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 4 年 8 月 1 日

肝付町長 永野 和行

肝付町主食用水稲作付農家支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による外食控え等の影響が長期化したことから、需要が減少し民間在庫が増え、米価の低迷につながり耕作意欲と経営の維持が困難な状態にある主食用米の販売農家を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、肝付町補助金等規則（平成 17 年肝付町規則第 26 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に住所を有し、令和 4 年度に肝付町農業再生協議会に営農計画書を提出し、令和 4 年産主食用水稲を町内水田で作付し販売した農業者または法人で町税の滞納をしていない者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助金の交付対象となる土地の面積（以下「交付対象面積」という。）10 アール当たり 5,000 円以内とする。

(交付対象面積)

第4条 交付対象面積は、令和 4 年度営農計画書における作付面積から自家消費分として 10 アールを差し引いた面積を対象とする。

2 前項の交付対象面積に 1 アール未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとするものは、肝付町主食用水稲作付農家支援事業費補助金申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 令和 4 年産主食用米の販売農家であることが確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地等を調査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 補助金の交付決定及び額の確定については指定口座への補助金の振込をもって通知したものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による助成金の交付の決定及び確定の通知を受けた補助金については、同日後もなおその効力を有する。